

○吉川沙織君 立憲民主党の吉川沙織です。

今回の予算案は、次期経営計画とセットで議決をされています。今回の経営計画、四月から始まる分ですけれども、「信頼」がすべての源 視聴者・国民から「信頼」されるNHKの組織運営へ」と掲げていますが、このNHK予算案とNHK経営計画、二〇二四年から二〇二六年度の議決日について伺います。

○参考人（根本拓也君） お答えいたします。

二〇二四年度の予算事業計画と二〇二四年度か

ら三か年の次期中期経営計画は一月九日に経営委員会で議決されました。

○吉川沙織君 第千四百三十九回の経営委員会の議事録を拝見いたしますと、議決事項としてNHK経営計画と予算案が入っており、つまり来年度NHK予算案と次期経営計画はセットで車の両輪としてあるものと捉えて、表裏一体、切り離せない関係であることを確認して、まず予算案全体の課題から確認をさせていただければと思います。

来年度NHK予算案は、収支相償の原則から外れています。つまり、収入と支出が合わない、五百七十億円の赤字予算となっています。五年前のNHK予算案質疑の際、衆議院の総務委員会での話ですけれども、二〇二二年度まではマイナスが続く見込みであるが、二〇二三年度にはプラスに転換できると当時の会長は答弁なさっていました。では、二〇二三年度予算案です。二三年度予算編成のとき、これは黒字予算で編成したんでしょうか。事実関係をお尋ねいたします。

○参考人（根本拓也君） お答えいたします。二〇二三年度予算は事業収支差金が二百八十億円不足となりまして、財政安定のための繰越金で補填する予算となっております。二〇二一年一月の三か年経営計画策定時には受信料値下げの影響を織り込んでおらず、事業収支差金はプラスとしておりましたが、二〇二三年一月の経営計画の修

正におきまして二〇二三年十月からの受信料値下げを反映し、収支差金がマイナスとなる予算を編成いたしました。

○吉川沙織君 今回の、今、今日議事になって、議題になっております来年度予算案についてもマイナスの予算で、二〇二七年度にはプラス・マイナス・ゼロということを見込んでいろいろ答弁、やり取りもなされていますけれども、結果として五年前のNHK予算案の質疑で二〇二三年度にはプラスを見込んでいると当時の会長は答弁されていたのに、結局それはかなわなかったということがこの五年間の間に明らかになって、その間に受信料の値下げを決めた、そういう要因もあるかもしれないですね。

ただ、これまでのNHK会長、例えば今年一月二十九日に逝去なさいました福地元会長なんかは、見通しができないような予算案は作るべきではないと。これ、平成二十年、二〇〇八年十月十四日の第千八十回経営委員会議事録なんか拝見いたしますと、収支の状況を踏まえて、公共放送の使命をきちんと果たしつつ、改革努力によって収支差金を生み出し、これをちゃんと見通しがある中で還元すべきだということをおっしゃっています。ですから、ある程度見通しが立った上で予算案を編成していくべきではないかということを少し指摘をしておきたいと思えます。

そういった中で、来年度予算も赤字予算編成となっております。財政安定のための繰越金を取り崩さざるを得ない状況ですが、では、財政安定のための繰越金の性格を会長に伺います。

○参考人（稲葉延雄君） 財政安定のための繰越金ですけれども、これは、大規模な災害等による経済情勢の急激な変化に対応するほか、設備投資の財源として減価償却資金など当年度の自己資金では賄えない場合などに対応するものだと理解しております。

○吉川沙織君 今会長から答弁いただきましたとおり、大規模な災害等によるとか、そういったことは公共放送NHKとしての使命の最たるものです。ですから、この財政安定の繰越金というのは非常に大事ということが言えるかと思えます。

では、公共放送としてのNHKの財政安定への観点から、この財政安定のための繰越金の適正な水準として確保すべき繰越金の額、幾らとお考えか、伺います。

○参考人（稲葉延雄君） 大規模な自然災害あるいは経済状況の急激な変化など、環境変化が大きく加速している中におきましても、視聴者の皆様に追加の御負担を強いることなく公共放送として放送サービスを継続していく使命を果たしていくことのために、財政安定のための繰越金については、少なくとも五百億円程度は確保したい

というふうを考えてございます。

○吉川沙織君 今回、今日の議題でもあります予算案で、財政安定のための繰越金も中に含まれるわけですけれども、さつき、経営計画と予算案はセットだと、議決日も同じだということを答弁いただきましたけれども、この経営計画における算定根拠、この資料を拝見いたしますと、今会長が御答弁くださいましたとおり、災害時等の持続可能性を担保する財政安定のための繰越金は、今御答弁くださいましたとおり、「少なくとも五百億円程度必要」と、こちらの方にも明記されていますし、今の答弁でも五百億円程度は必要だと教えていただきました。

では、二〇二三年度末と来年度末の財政安定のための繰越金の見込みはどうなっているか、教えてください。

○参考人（根本拓也君） お答えいたします。

財政安定のための繰越金につきましては、二〇二三年度末は五百十八億円、二〇二四年度末は二百四十四億円を見込んでございます。

○吉川沙織君 二〇二三年度末、つまり今年度末の見込みは五百十八億円ですから、今会長からは御答弁いただきましたし、ここにも書いてある、経営計画の算定根拠にも書いてあるとおり、五百億円は確保できたままということになります。ただ、来年度末は、今NHKの理事から答弁いた

いただきましたところ、二百四十四億円、五百億円程度必要としているのに、その半分しか確保できないという、こういうことが明らかになってしまいました。

今年、元日に能登半島地震が発生し、多くの方がNHKの放送を頼りにしたはずですが、NHKの令和六年度収支予算、事業計画及び資金計画に付する総務大臣の意見において、災害発生時の対応に関し、どのような意見を総務大臣としてお付けにされたんでしょうか。総務大臣に伺います。

○国務大臣（松本剛明君） 委員からお話がありましたNHK令和六年度予算に付しました大臣意見におきましては、六項目め、大規模災害及びサイバーセキュリティに対応するための公共放送の機能の強靱化の項目の一つ目におきまして、災害対応について意見を付させていただきました。この内容を改めて申し上げます。

「令和六年一月に発生した令和六年能登半島地震における経験も踏まえ、災害時には、放送が被災者をはじめとした国民・視聴者にとって特に重要な情報源となることに留意し、政府・地方公共団体等の関係機関や民間放送事業者等と連携しつつ、放送が途絶することのないよう、停電対策を含め放送設備の維持・復旧に取り組むとともに、迅速かつ正確な報道を行うこと。また、被災者に対する情報伝達手段を確保するため、避難所等に

おける受信設備設置等の視聴環境設備の支援に努めること。」、このように意見を付させていただいたところでございます。

○吉川沙織君 今総務大臣から御答弁いただきました。

今回の予算案に対して、事業計画等について総務大臣として意見を付されておりますけれども、その中で、実は今回、令和五年度と令和六年度のNHK予算案に付している総務大臣の意見、こう見比べてみますと、災害時への対応に対して厚く記述がなされていきました。

それはもちろん、今年元日に発生した能登半島地震もあつたからかもしれませんが、総務大臣意見としては、災害対応のボリュームが非常に増えているような状況でありながら、その災害対応に何とか残しておかなきゃいけない財政安定のための繰越金も、今年度末はNHKが必要としている五百億円程度確保できる。しかしながら、来年度末にはその半額の二百四十四億円ぐらいしか見通しがないということは、これはやはりちょっといかなものかと思えます。

二〇二二年、令和四年の電波法及び放送法の一部を改正する法律案の審議の際、具体的な日付申し上げますと、二〇二二年六月二日の当委員会において、当時のNHKの専務理事はこう答弁しています。「自然災害のみならず、今後いかなる事

態が発生しても安定して放送サービスを続けていくためには、万一に備えて一定の繰越金を持つておくことは重要だと改めて認識しているところでございます。その水準でございますが、NHKといたしましては、地震等の災害リスクが欧州に比べて高い事情があると勘案いたしますと、事業支出の一〇%以上の繰越金が必要であるという考え方に変わりはございません。」、こう答弁させていただきます。

災害時におけるNHKの役割の重要性を踏まえると、財政安定のための繰越金が十分確保されているか、毎年度精査する必要があるのではないかと考えますが、会長、御見解あればお願いします。

○参考人（稲葉延雄君） おっしゃるとおり、実際に、新たな例えば災害リスクとか経済状況の急激な変化が顕在化するような場合につきましては、やはり改めてその金額等について見直していくということが必要なんではないかというふうに思います。

○吉川沙織君 見直しはもちろん不断にやっていたのですがそれは当然のことですけれども、それに、今年度末はいいです、来年度末はNHK自身が必要としている額の半分しか確保できないときに何か起こって放送が途絶するような、総務大臣意見にも途絶することがないようと書いていますので、そこは確保できるように努力をしていただき

たく思います。

今年度予算、今年度と来年度の収支予算と事業計画、NHKのこれ比較いたしますと、災害の報道を進化させるとの点が注目されるとともに、もう一つ、インターネット活用業務について、必須業務とする改正放送法が国会で成立した場合、準備を行うと、結構大きく書いてあります。これがやっぱり気になりました。

来年度NHK予算案に改正放送法を見込んで計上されている額について、事実を伺います。

○参考人（根本拓也君） お答えいたします。

インターネット活用業務を必須業務とする改正放送法が国会で成立した場合に、二〇二四年度内に準備を行う費用として、国内放送番組等配信費の項目に十五億円を計上してございます。

○吉川沙織君 十五億円、改正放送法が仮に成立した場合、その額を積んでいるということですが、じゃ、ここで総務省に伺います。

NHK予算案、これ、経営委員会で議決をされて、総務大臣の意見を付するために総務省に回ってきて、総務省が総務大臣の意見を付けてNHK予算案を国会に提出した日付、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（小笠原陽一君） お尋ねのNHK令和六年度予算について、本年の二月九日に国会に提出をいたしました。

○吉川沙織君 では、そのNHK予算案、放送法改正案が成立したことを前提に十五億積んでいる。そのNHK予算案は、二月九日に国会に提出をされました。

では、成立を前提とされている上で十五億積んでいるわけですが、その放送法の一部を改正する法律案が国会に提出された日付、教えていただけますでしょうか。

○政府参考人（小笠原陽一君） お尋ねの放送法の一部を改正する法律案につきましては、今年の三月一日に国会に提出をいたしました。

○吉川沙織君 今審議されていますNHKの来年度予算案は一月に議決をされ、NHKの予算案は二月九日に国会に提出をされました。それらに改正放送法を前提とする予算が含まれているんですけど、その改正放送法自体、国会に提出されたのは三月一日です。内閣から提出予定法律案の一覧が国会に対して説明があったのがそもそも一月二十四日ですから、提出されるかどうかも分からない未確定の段階で議論が少し早いのではないかなという違和感があります。

では、ただ、十五億積んでいるということですので、放送法改正案成立前提として計上された十五億円は、どのような目的、どのような用途を想定されて計上されているのか、具体的内容を伺います。

○参考人（根本拓也君） お答えいたします。

インターネットサービスのIDや認証情報を管理する認証基盤の機能追加、それから地方向け放送番組配信の機能整備といった事項を想定しております。いずれも改正放送法が成立した場合に予算を執行いたします。

改正案は国会に提出されておりますけれども、細部は総務省令等で定めるものが多いと承知してございます。現時点では、詳細な要件が固まらないため、予算は現状業務や設備整備における知見を基に計上しております。今後、総務省令等の内容を踏まえて精査してまいります。

○吉川沙織君 まあ前提と、放送法改正案成立前提として積んで、準備行為は一定程度必要な側面はあるのかもしれませんが、ただ、今NHKの理事から答弁いただきましたとおり、詳細は法律が通ったとしても、その先の総務省令で決まることも多い。そういう中で、少し気になる点がありましたのでお伺いをさせていただいたんですが、この改正放送法案と来年度以降の事業との関係については、先ほども申し上げました、経営委員会での議論を経て議決された次期経営計画において実はこう書いてあります。「本計画は公表日現在（二〇二四年一月）の放送法に基づいたものです。放送法等関係法令が改正された場合には必要に応じて見直します。」と、これ付記されてい

ます。

来年度予算案とセットで示されている次期経営計画の議論は、議決につながる審議事項や議決事項という項目以外で、経営委員会の中で説明会と称した意見交換が八回、意見交換が六回、経営委員会で行われていますが、これ、付記され、こういう注意書きが付記されることになった議論もその意見交換を行われたという中で議論されているはずなんですけれども、議事録の中には、経営委員会で見えなかった若しくは執行部から説明を受け意見交換を行ったとしか書いていない。つまり、どの程度詳細の議論が行われて、これっていいことだと思えます、放送法はまだ出されていない段階ですし、そもそも成立するかどうかは国会でどうなるかわからないことですから、いいことだと思えます。ただ、その議論がどうやって見ても分からない。

では、ここで総務大臣に伺います。経営委員会の議事録に係る放送法の規定について教えていただければと思います。

○国務大臣（松本剛明君） 放送法第四十一条、これまでも議論になっておりますが、NHKの経営委員長は、経営委員会の定めるところにより、その議事録を作成し、これを公表しなければならぬと規定をされているところでございます。経営上の事情も考慮された上で透明性は確保され

なければならないという点からこの規定が定められていると理解をいたしております。

古賀経営委員長は、過日の衆議院の総務委員会でも、また本日にも、決めたことにつきまして、どういう過程を経て何が決まったのか、この辺りを明確に示してお知らせすることが大切だという趣旨で御答弁をされているというふうに理解をいたしております。

○吉川沙織君 放送法第四十一条には、経営委員会の定めるところにより議事録を公表することになっておりますけれども、国会承認事項であるNHKの予算審議やこれとセットで決められている経営計画に関する議論が、審議事項以外は、意見交換を行ったと、今回全て済ませているんです。

これは、前、十年ぐらい前はもっと議事録公開されてきました。こういう運用になっているのは、もちろん今の経営委員長の前の経営委員長の時代ですけれども、じゃ、この非公表を決めちゃっているの、経営委員会の議事運営規則の第何条によってそういう運用をなさっているのか、今の経営委員長に伺います。

○参考人（古賀信行君） 今御指摘のものがどういふものか余り私自身特定できませんから、ある程度一般論でお答えいたしますけれども、私は、先ほど来申し上げているとおり、やっぱり経営委

員会で議論して決めたことは滞滞なく公表する、その過程も極力分かるような形で公表する、これは決定機関でありますから当然の責務だと思っております。

したがって、それはやってまいります、ただ、中には、ということ、あえて詳細を言わないこともあり得るというふうな根拠規定になってますのは、経営委員会議事運営規則第五条第四項第三号、審議、検討又は協議に関する情報であって、公表することにより、その審議、検討又は協議が円滑に行われることを阻害されるおそれのあるものと、ここだと思えますが、ただ、これを濫用されたらやっぱりいかぬのだと思います。

ここは、なるべくこの規定を使わずにやっているとのが本来の趣旨だと、私はこのように思っております。

○吉川沙織君 委員長、ありがとうございます。

今、例で一つ申し上げましたけれども、今回の経営計画は放送法改正を前提とした予算が積みまれています。で、今の放送法にのっとって出している、変われば変わることがあるというこの付記をしたのは経営委員会での議論と広く募った意見募集の結果ということだけは残っていて、であるならば、その経営委員会の中でそういった議論はされて、それは阻害するものではない、そういったことを、いい議論をされたのにそれも全部意

見交換を行ったとするような今の運用は改めるべきだと思っております。

今、経営委員長御答弁いただきましたので、それはそうなっていくと思うんですけども、この経営委員会の議事運営規則、十年前、私、六月十七日のこの委員会で、それすら、実は国会にすら提出されていませんでしたので、当時の経営委員長に、まずこの総務委員会にお出しただけませんかとお願いをして出していた。

しかしながら、その経営委員会の議事運営規則は、国民の皆様にも、やっぱりいろんな問題の間ありましたので、どういう運用で議事録を公表したり公表しなかったりやっているのかというのは知らされるべきだということ、四年前の三月三十一日のこの委員会で当時のNHKに聞いたら後ろ向き、ただ、当時の総務大臣は前向き、で、公表された経緯があるんですけども、いつ公表されたかお答えいただけると有り難く思います。

○参考人（古賀信行君） 二〇二〇年五月十二日というふうに承知いたしております。

○吉川沙織君 私、二〇二〇年、最後これをちゃんと公表すべきだということを申し上げたのが二〇二〇年の三月三十一日の委員会でしたので、その後、当時の総務大臣のリーダーシップと当時のNHKの経営委員長や会長の執行部の御判断で最終的には二〇二〇年の五月十二日に公表されました。

ただ、私、これ十年前にこの委員会に出してもらった経営委員会議事運営規則と公表されたやつ見比べますと、ちよつと変更点があるようでした。第六条の議事録の保存と訂正に係る変更点について教えてください。

○参考人（古賀信行君） 申し訳ございません。今御質問、第六条ですか。

第六条につきましては、文書の保存につきまして、経営委員会議事録の保存期間を三十年というふうに変更いたしました。

六条の二につきましては、これ五条も改正しているわけです。個人情報保護に関するところでも変えましたけれども、それに違反した場合に議事録を直ちに訂正できるように変更いたしました。

○吉川沙織君 変更点だけを答弁いただいてしまいましたけれども、十年前、この委員会にお出しいただいた当時の経営委員会の議事運営規則についてはどうなっていたかといいますと、第六条、経営委員会議事録は永久保存とするとされていたのが三十年に変更になり、もう一点が、文書の訂正という第六条の二というのは、十年前、こちらにお出しいただいた分にはそもそもありませんでした。それがどう変わったかといいますと、「訂正が必要な箇所が発見された場合は、委員長の判断により、速やかにこれを訂正する。」と、これが加わっていました。

三十年、永久保存が三十年になった理由、それから委員長の判断で訂正をすることができ、この項目を加えた理由について教えていただければと思います。

○参考人（古賀信行君） 三十年についてであります。永久から三十年にしたわけでありまして、けれども、ただ、一般的な社会情勢からいいますと、いろんなドキュメントにつきましてはやっぱり一定期間はきちっと保存する。未来永劫といいますが、二千年も保存して何か意味があるかといったら、ほとんどなくなります。どこかで切らななきゃいけなくなるはずで、したがって、例えばいろんなのを眺めましても、日銀の政策委員会議事録も三十年でありますし、会社法の世界ではもともと短い期間にしています。そういう意味で、三十年という年限を付したのは、必ずしも、私、現在思いますが、これは割かし合理的な判断ではないかと、私、決めたわけじゃないですが、そう思います。

それから、委員長の職権で変えるようにしていますが、これは端的に言いますと、個人情報保護法なんか徹底されて、個人情報記載された議事録がそのまま残ったりしています。個人名が付されて、これをまとめてやる時には委員会がいいんですが、直ちに対応しなきゃいけないときというのは機動性を出すためにも委員長の言わ

ば職権でそれを直ちに行っていくと、そういう動作のために入れたものというふうに承知いたしております。

○吉川沙織君 NHKは、国民・視聴者で成り立つ、受信料で成り立っている機関です。日銀とも民間の会社とも違います。ですから、永久保存と元々定められていましたので、そこはやはり比較対象は違うと思います。

本院も、衆議院もそうですけれども、国会の会議録は、その会議録は院に永久に保存すると定められています。公共放送が何によって成り立っているかということは、やはりそこを太い幹としてやっていたかと思えますし、今そうおっしゃいましたので申し上げますと、この議事運営規則は、実は会議録の作成、公表においては、経営委員長と、もう一人監査委員の署名をもって作成、公表になっていますし、経営委員会の議事録見ますと、必ず議事の中に議事録の確認というのがあるんです。複数人で議事録を公表して、作成、公表しているのに、訂正は委員長の判断で行えるというのはこれ整合も取れませんか、私は、ここはやっぱり議事運営規則上の整合も取れていまして見直してしかるべき項目ではないかと思っています。

ここで、総務省に伺います。

二月二十八日に公共放送ワーキンググループ第

二次取りまとめを公表しています。経営委員会の議事録公表に関する部分についての記述のみ端的にお答えください。

○政府参考人（小笠原陽一君） 御指摘の令和六年二月公表の公共放送ワーキンググループ第二次取りまとめにおきましては、NHK経営委員会の議事録につきまして、アカウンタビリーターの確保としての経営委員会議事録の充実化を図ることも重要であるとの提言をいただいているところでございます。

○吉川沙織君 二月十三日に開催された第四百四十一回経営委員会議事録によれば、経営委員の方から議事録とかの充実化の意味について疑問が呈されていますが、執行部としてどう回答しているか、会長、お答えいただけますでしょうか。

○参考人（稲葉延雄君） 二月十三日の経営委員会では、デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会の公共放送ワーキンググループで説明、議論が行われた第二次取りまとめ案の概要について執行部から報告をいたしました。第二次取りまとめ案では、NHKのガバナンスの在り方に関して、経営委員会・監査委員会による監督・監査機能の強化という項目の中でアカウンタビリーターの確保として経営委員会議事録の充実化を図ることも重要であると記載されたことを説明い

たしました。

これに対して、井伊雅子委員より、経営委員会議事録の充実化とはどういう意味かという御質問がありました。執行部からは、報告案には説明した以上の内容は記載されていないので、経営委員会議事録の充実化について、執行部としてこれが充実とかなかなか言いにくいですが、少なくとも今以上にというニュアンスと受け止めていると、こういうふうな回答をしたということだと、なっております。

○吉川沙織君 端的に申し上げますと、理事が答弁しているんですけども、「経営委員会議事録の充実化について、執行部としてこれが充実とかなかなか言いにくいのですが、少なくとも今以上にというニュアンスと受け止めています。」と執行部として答弁されています。

今日もこの委員会の中で会長はアカウンタビリティとかアカウンタブルって物すごい回数おっしゃいましたし、三月十三日の会長会見でもこれ問われて、やっていくということをおっしゃっていましたけれども、今以上にということとは間違いないですね。

○参考人（稲葉延雄君） 今申し上げたとおりです。

○吉川沙織君 次期経営計画においても、冒頭申し上げましたとおり、「信頼」がすべての源」に

加えて、実はこう書いてあります。経営の意思決定のプロセスの明確化、透明性向上とありますので、総務省の公共放送ワーキングでもそう書かれていますし、執行部としての見解もそうでありますので、議事運営規則等も含めて見直しをする方向が望ましいのではないかと思います。

そこで、その組織の問題、組織運営の観点では、現行は、現行の経営計画は今月末、三月三十一日までですけども、この現行の経営計画においても、実は人事制度改革が五つのうちの一つの柱として掲げられていました。現行計画の検証なくして次期経営計画の展開もないと思います。

今の会長は昨年一月の就任会見時から、人事制に関しては見直しを最初の会見のときから示唆され、三月十三日の会長会見でも、人事制度改革の検証と発展の作業、これは会長がやってこられた作業ですけども、正しかったと明確におっしゃっています。

では、前会長の人事制度改革は正しくなかったのか正しかったのかだけお答えいただければと思います。

○参考人（稲葉延雄君） NHKにおける人事制度改革というのは、基本的には良い番組を作るための人材づくりというところが主眼目になっているということだと思います。そういう意味では、前会長もそういう視点でやってこられただろうと

思いますし、私もそういう視点で人事制度改革をやってきております。前会長のやったことに対して検証をし、それで足らざるところを補って更に発展させるということですので、正しかったとか正しくなかったということではないというふうに思います。

○吉川沙織君 なぜそういう質問の立て方にしたかと申しますと、三月十三日の会長会見で会長はこうおっしゃっているんです。「事実上、人事制度改革の手直しという方向性が正しかった」。つまり、今の経営計画の一つの柱に人事制度改革があった。しかしながら、それを手直しするために、もう去年の三月に検証チーム立ち上げて、ずっと議論をされてきて、その見直し、それから、前会長がおやりになった管理職の登用試験なんかはもう廃止と明確に、これも会長会見に残っていますので、そこはやはり見直しをせざるを得なかったということは、何がしか課題があった。退職者も大勢出ていると伺いますし、そこはしっかり見直していかなければいけないのではないかと思います。その見直しの方向性、どこを見れば国民・視聴者は、その見直しの方向性、どこに明示されているのか、場所だけ教えていただけると有り難く思います。

○参考人（稲葉延雄君） 今、人事制度改革について検証と発展ということで取り組んでございま

して、まあ、これまでも広く現場の声を拾い上げて、それを事実とデータで検証しながら、それで役員検討会を六回実施するなど、およそもう一年間ぐらい掛けて今検討が進んでいます、おおむね今取りまとめの案を作りつつあると、そういうところでございます。現に今その案を前提に労働組合にも御説明をしております。

今後、人事制度の基本指針というのは、経営計画ではお示ししているんですけども、人事制度を理事会で決定した段階で、一定の内容を公開しているこの議事録で見ただけになるというふうに考えています。

○吉川沙織君 今の三月三十一日までの現行計画の一つの柱で、NHKらしさを実現するための人事制度改革、これ柱の一つで、それを見直さざるを得なかった、で、その見直しに、会長は去年の一月に就任なさっています。会長任期、副会長任期は三年でございますので、もう、じきに任期の半ばまで到達することになります。

私、もう十七年目、本院で議席を預けていただいて仕事をさせていただいていますけど、この総務委員会ですべて質問させていただいたのが実はNHKの予算案でございます。そのときは、先ほども少し引用させていただいた福地元会長で、そのときからずっと外部招聘が続いています。これ自体否定するものではありませんけれども、人

事の本当の現場の声ですとかそういったことを含めますと、そろそろいろんな見直しをしてもいい時期になってきているのではないかと思っております。

次期経営計画では、NHKは受信料で成り立つ公共メディアとして信頼に応えんとされていますが、ただ、その信頼に応える業務の運営、組織体制の構築をすることができているか、視聴者・国民の皆様に対して、NHK自らが十分に説明を尽くし、信頼の確保、向上につなげていく必要があると申し上げまして、私の質問を終わります。

ありがとうございました。